

■【書面開催】第2回大洲市復興推進協議会の報告について

大洲市復興計画《確定版》（案）について、第2回大洲市復興推進協議会【書面開催】（平成31年3月14日～22日）にてお諮りしたところ、全会一致で承認されました。なお、1名の方から2件の意見が提出されましたので、意見の概要及び意見に対する本市の対応をまとめました。なお、軽微な文字の追加・修正のご意見については、精査し、修正しました。

No	関連箇所	意見の概要	対応（回答）
1	16 ページ (6)地区別実施計画の策定	とりわけ、大川地区、肱川地区で意見交換会が開催され、協議が続いているが、同じく肱川水系河川整備計画において築堤が計画されていない柚木地区では協議がされていないことから、策定計画に入れるべきである。	市全体においては大洲市復興計画の事業を進めていきながら、その上で、どうしても復興計画の中で賄えない事業、例えば大川・肱川地区については、町の中心部が激甚な被害を受けて町のコミュニティの再生をしなければならないという大きな問題があることから、地区別の個別実施計画を策定します。 なお、柚木地区など現河川整備計画で具体的な治水対策が示されていない区間については、今後2023年度までの肱川緊急治水対策事業等で対応する予定と伺っています。 ※ 27 ページ「No.80 国・県による河川激甚災害対策特別緊急事業への協力・支援」参照
2	27 ページ ア防災対策の強化	西大洲地区肱川左岸の堤防の強化を入れるべきである。 なぜなら、認定こども園大洲（仮）に200名近い児童が入園予定であり、保育所の児童は警報が出ても登園するため、安全・安心の確保を図っていく必要があるのではないか。	今後も引き続き国や県に要望していくとともに、国・県による河川激甚災害対策特別緊急事業への協力・支援事業において、安全・安心の確保対策に取り組んでいきます。